

2011年のドイツの注目知財関連判決

2012年2月27日

JETRO デュッセルドルフ事務所

2011年のドイツの注目知財関連判決として、ジグリシジル化合物事件（X ZR 69/10）、統合コンポーネント事件（X ZR 43/09）、ICE 事件（I ZR 56/09）の3件の連邦通常裁判所¹判決について、日本語仮訳と共に概要を紹介する。

【ジグリシジル化合物事件】2011年9月13日、連邦通常裁判所判決（X ZR 69/10）

本件は、特許の均等論について争われたもの。明細書に複数の実施態様が記載されているものの、特許請求の範囲にはそのうちの1つの実施態様のみが記載されている場合に、特許請求の範囲において特定されなかった実施態様を行った者に対して、均等論を適用して権利侵害を認められるか否かが争点であり、フランクフルト地方裁判所およびフランクフルト控訴裁判所は、均等論の適用を認めたが、連邦通常裁判所は下級審の判断を支持せず、次のとおり判示した。

「特許明細書には特定の技術的效果を得ることのできる方法が複数開示されているが、その方法のうちひとつだけが特許請求の範囲に記載されている場合において、均等手段による特許の侵害とみなすことができるのは、相違のある解決手段がその特定の作用効果において特許保護の対象となる解決手段と合致しており、さらに保護対象の解決手段と同様の点で、明細書のみに記載され特許請求の範囲には含まれていない解決手段と相違している場合に限られる。」

<参考：関連条文の仮訳>

ドイツ特許法 第14条

特許又は特許出願によって付与される保護の範囲は、特許クレームによって決定される。なお、発明の説明及び図面が、クレームの解釈に際し考慮されるものとする。

【統合コンポーネント事件】2011年6月21日、連邦通常裁判所判決（X ZR 43/09）

本件は、ドイツ特許法第21条(1)第4号及び第22条(1)において規定される補正の要件について争われたもの。

¹ ドイツにおける裁判5系列（通常裁判権、行政裁判権、財政裁判権、労働裁判権、社会裁判権）のうち、民事および刑事の通常裁判権を管轄する最終上訴審。一般的には、連邦最高裁判所と呼ばれることもある。

出願人が行った補正のうち、一般化する補正については、ドイツ連邦通常裁判所は、過去の判例（ドイツ連邦通常裁判所 2010 年 10 月 21 日付判決、事件番号 Xa ZB 14/09）において示された「その対象が当初提出された文言における出願内容を超えるものとなっている特許であっても、必ずしも特許法 21 条 1 項 4 号、22 条に従って無効とする必要はなく、取消理由が特許の一部のみに該当する場合には、特許法 21 条 2 項に基づき適切な縮減を行うことで特許を維持することができる。特許権の対象が当初提出された文書の内容と比べて不当に一般化されている場合には、その縮減は不当な一般化を特許請求の範囲から削除することにより原則的に可能である。」との判断を確認した。

一方で、縮減する補正については、「特許の無効宣言を正当化する、出願当初の開示対象の別物への改変にあたるのは、特許の対象がそれと排他的関係にある場合（排他的別物：exklusives Aliud）のみに限られたものではなく、変更内容が、当初提出された出願書類から、その具体的な構成において、または少なくとも抽象的な形態において、発明に属するものとして読み取ることのできない技術的事項に関するものである場合もそれにあたる。」と判示した。

<参考：関連条文の仮訳>

ドイツ特許法 第 21 条

(1) 次の事由が発生したときは、特許は取り消される(第 61 条)。

1. 特許の対象が、第 1 条から第 5 条までの規定により、特許可能なものでないこと
2. 特許が、当該技術分野の熟練者が実施することができる程度に、明瞭かつ完全にその発明を開示していないこと
3. 特許の本質的内容が、他人の発明の説明、図面、ひな形、器具若しくは装置から、又は他人が使用する方法から、当該他人の同意を得ないで、取り出されていること(窃取)
4. 特許の対象が、出願に係る権限を有する官庁に最初になされた形での出願の内容を超えていること。特許が分割出願又は第 7 条(2)に従ってなされた新たな出願を基礎としており、かつ、特許の対象が、先の出願に係る権限を有する官庁に最初になされた形での先の出願の内容を超えている場合にも、同じ規定が適用される。

(2) 取消原因が特許の一部のみに関するものである場合は、その特許は、それに応じた縮減を行って維持されるものとする。縮減は、クレーム、発明の説明又は図面の補正という形で行うことができる。

(3) 取消の場合は、特許及び出願の効力は、初めから存在しなかったものとみなされる。この規定は、縮減された維持に準用される。

ドイツ特許法 第 22 条

(1) 第 21 条(1)に挙げた理由の 1 が存在することになった場合、又は特許の保護範囲が拡張されている場合において、訴え(第 81 条)があったときは、特許の無効が宣言される。

(2) 第 21 条(2)及び(3)が準用される。

【ICE 事件】2011 年 4 月 7 日，連邦通常裁判所判決（I ZR 56/09）

本件は，ドイツ鉄道株式会社が，鉄道車両技術の研究機関に対して，同機関が配布したカタログ中には掲載されているインターシティ・エクスプレス（ICE3）の画像について，同社が有する意匠権を侵害するものであるとして訴えを起こしていたものであり，ドイツ意匠法第 40 条第 3 号に規定される意匠権の制限等について争われた。

連邦通常裁判所は，意匠権の制限として行使の対象外とされている「引用を目的とした再現」について，著作権法第 51 条と同様に，「意匠法第 40 条第 3 号が定義するところの引用を目的とした再現とは，意匠の再現が引用する者自身の説示の証左、若しくは考察基盤として役立つことを前提とし、従って再現される意匠と、引用する者の独自な考察との間に内的関連性が存在していなければならない。」との解釈を行った。

また，同研究機関は，取扱業務と描写されている車両との関連性について主張を行ったものの，連邦通常裁判所は，取扱業務として主張する車軸検査を分かりやすくする鉄道車両の画像を用いた説明を行っておらず，また，車軸検査装置は，ICE3 ではなく，ICE1 用に開発されたことから，描写されている車両と紹介されている取扱業務群との間に内的関連性は存在しないとして，当該主張を採用しなかった。

<参考：関連条文の仮訳>

ドイツ意匠法 第 40 条 意匠権の制限

以下の場合、意匠権は行使されることができない。

1. 私的な分野で業務を目的としない形で行われる使用の場合
2. 実験を目的としている場合
3. 引用或いは学究を目的とした再現の場合で、そのような再現が誠実な商取引習慣と相容れるものであり、使用料に関するところで通例の意匠の産業利用を阻害せず、出典が明記されていることを前提とする
4. 一時的に国内に居る外国籍の船舶及び航空機の中で使用される設備の場合
5. 第 4 号が定義するところの船舶及び航空機の修理並びに修理実施のための部品及び付属品の輸入

－ ジグリシジル化合物事件の判決文（ドイツ語）は，以下参照 －

[BUNDESGERICHTSHOF URTEIL X ZR 69/10](#)

－ ジグリシジル化合物事件の判決文の日本語仮訳は，以下参照 －

[連邦通常裁判所 判決 X ZR 69/10](#)

- － 統合コンポーネント事件の判決文（ドイツ語）は，以下参照 ー
[BUNDESGERICHTSHOF URTEIL X ZR 43/09](#)
- － 統合コンポーネント事件の判決文の日本語仮訳は，以下参照 ー
[連邦通常裁判所 判決 X ZR 43/09](#)
- － ICE 事件の判決文（ドイツ語）は，以下参照 ー
[BUNDESGERICHTSHOF URTEIL I ZR 56/09](#)
- － ICE 事件の判決文の日本語仮訳は，以下参照 ー
[連邦通常裁判所 判決 I ZR 56/09](#)
- － 上記の3件を含む2011年の注目知財関連判決についての **BARDEHLE PAGENBERG** 法律事務所による解説は，以下参照 ー
[IP Report 2011/V](#)

なお，上記の日本語仮訳は，参照用のための仮訳であり，最終的な内容の確認，照会についてはその原文において行われるようお願い致します。本仮訳が原文と相違する記載があるときは，全て原文が優先します。本仮訳によって不利益を被る事態が生じたとしても，**JETRO** はその責任を負いません。

(以上)